

生活保護法の指定介護機関のみなし指定について

平成26年7月1日以降に新たに介護保険法の指定・許可を受けたサービスは、生活保護法の指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。

生活保護法の指定を受けると

生活保護の受給者にもサービス提供ができます。生活保護受給者にサービス提供をした場合、介護保険の被保険者が負担するサービス利用料の1割分は、生活保護の公費対象となり、国民健康保険団体連合会に介護保険の9割分とあわせて請求できます。

- 生活保護法の指定は、利用者に生活保護受給者がいなくても受けておくことができます。
- 指定介護機関の事業所番号は、介護保険事業所番号と同一です。

生活保護法の指定を受けない場合は

生活保護法に基づき、山形県に「指定を不要とする旨申出書」を提出します。介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設は、生活保護法に基づき必ず指定を受けることになっています。

- ※ 「指定を不要とする旨申出書」は、介護保険法による指定申請書を提出する際に、一緒に提出してください。
- ※ 「指定を不要とする旨申出書」を提出すると、利用者が生活保護を開始した場合、あらかじめ指定申請をしていないと生活保護の公費は請求できません。

